

(R8)

改定	現行	備考
共通仕様書 （建設関連業務） [地質・土質調査業務] 令和8年10月以降 宮城県土木部	共通仕様書 （建設関連業務） [地質・土質調査業務] 令和7年10月以降 宮城県土木部	

改 定	現 行	備 考
第 1 章 総則 第140 条 新技術の活用について 受注者は、新技術情報提供システム（NETIS）等を利用することにより、活用することが有用と思われる NETIS 登録技術が明らかになった場合は、監督職員に報告するものとする。 受注者は、新技術情報提供システム（NETIS ）に登録されている技術を活用して業務を実施する場合には、「「公共工事等における新技術活用スキーム」実施要領」（令和 7 年 4 月一部改正）により以下の各号に掲げる措置をしなければならない。 1. 受注者は、発注者指定型によりNETIS 登録技術の活用が設計図書で指定されている場合は当該業務が完了次第活用効果調査表を発注者へ提出しなければならない。ただし、活用効果評価の結果、継続調査が不要と判断された技術（NETIS 登録番号の末尾が「-VE」とされている技術）は活用効果調査表の提出を要しない。 2. 受注者は、施工者選定型によりNETIS 登録技術を活用した業務を行う場合、新技術活用計画書を発注者に提出しなければならない。また、当該業務が完了次第活用効果調査表を発注者へ提出しなければならない。ただし、活用効果評価の結果、継続調査が不要と判断された技術（NETIS 登録番号の末尾が「-VE」とされている技術）は活用効果調査表の提出を要しない。	第 1 章 総則 第140 条 新技術の活用について 受注者は、新技術情報提供システム（NETIS）等を利用することにより、活用することが有用と思われる NETIS 登録技術が明らかになった場合は、監督職員に報告するものとする。 受注者は、新技術情報提供システム（NETIS ）に登録されている技術を活用して業務を実施する場合には、「「公共工事等における新技術活用スキーム」実施要領」（令和 6 年 4 月一部改正）により以下の各号に掲げる措置をしなければならない。 1. 受注者は、発注者指定型によりNETIS 登録技術の活用が設計図書で指定されている場合は当該業務が完了次第活用効果調査表を発注者へ提出しなければならない。ただし、活用効果評価の結果、継続調査が不要と判断された技術（NETIS 登録番号の末尾が「-VE」とされている技術）は活用効果調査表の提出を要しない。 2. 受注者は、施工者希望型によりNETIS 登録技術を活用した業務を行う場合、新技術活用計画書を発注者に提出しなければならない。また、当該業務が完了次第活用効果調査表を発注者へ提出しなければならない。ただし、活用効果評価の結果、継続調査が不要と判断された技術（NETIS 登録番号の末尾が「-VE」とされている技術）は活用効果調査表の提出を要しない。	
第 2 章 機械ボーリング 第204条 成果物 成果物は、次のものを提出するものとする。 （1）調査位置案内図・調査位置平面図・土質又は地質断面図（着色を含む） （2）作業時の記録及びコアの観察によって得た事項は、地質・土質調査成果電子納品要領（国土交通省・平成28年10月）に従い柱状図に整理し提出するものとする。 （3）採取したコア提出の可否は、監督職員より指示する。提出が必要な場合は採取したコアは試料箱（コア箱）に、調査件名・孔番号・深度等を記入し、提出するものとする。なお、未固結の試料は、1m毎又は各土層ごとに標本ビン等に密封して収納するものとする。提出が不要な場合は、採取したコアと納めた試料箱（コア箱）の処分について監督職員と協議するものとする。 （4）コア写真は、調査件名、孔番号、深度等を明示して撮影（カラー）し、整理するものとする。	第 2 章 機械ボーリング 第204条 成果物 成果物は、次のものを提出するものとする。 （1）調査位置案内図・調査位置平面図・土質又は地質断面図（着色を含む） （2）作業時の記録及びコアの観察によって得た事項は、地質・土質調査成果電子納品要領（国土交通省・平成28年10月）に従い柱状図に整理し提出するものとする。 （3）採取したコア提出の可否は監督職員より指示する。提出が必要な場合は採取したコアは標本箱に収納し、調査件名・孔番号・深度等を記入する。なお、未固結の試料は、1m毎又は各土層ごとに標本ビンに密封して収納するものとする。 （4）コア写真は、調査件名、孔番号、深度等を明示して撮影（カラー）し、整理するものとする。	

